



2021年12月8日

各 位

会 社 名 株式会社フェイス  
代 表 者 名 代表取締役社長 平 澤 創  
(コード番号 4295 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員 鈴木千佳代  
最高財務責任者  
T E L (03)5464-7633(代表)

## 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第 297 条第1項の規定に基づき臨時株主総会招集の請求(以下「本請求」といいます。)に関する書面(2021年12月3日付「臨時株主総会招集請求書」)(以下「本書面」といいます。)を2021年12月6日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本請求をした株主

株主名 アールエムビー・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド, エル・ピー

※総株主の議決権の100分の3以上に相当する議決権を6カ月前より引き続き有する株主です。

#### 2. 本請求の内容

##### (1) 株主総会の目的たる事項

・子会社である日本コロムビア株式会社の普通株式の現物配当(株式分配型スピンオフ)の実施の件

##### (2) 招集の理由ほか

本書面の該当箇所を原文のまま別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

#### 3. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第速やかに開示いたします。

以 上

## 別紙「本書面」

### 1. 株主総会の目的である事項

下記記載のとおり。

### 2. 招集の理由

(1) 下記記載の株主総会の目的事項(子会社である日本コロムビア株式会社の普通株式の現物配当(株式分配型スピノフ)の実施の件)は、会社法上、株主総会の決議が必要な事項です。

また、通知人は令和3年4月27日、子会社である日本コロムビア株式会社の普通株式の現物配当(株式分配型スピノフ)の実施の件について、貴社第29期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)の目的事項にするように株主提案(以下、「本株主提案」といいます。)をしましたが、貴社はこれを拒絶しました。

その後、京都地方裁判所は、通知人が貴社に対し「手続き上の要件を満たして本件株主提案の提案権を行使したことが認められる。」、「被保全権利の存在は一応認められるべきである。」と判断し、本株主提案が適法かつ有効なものであることを明らかにしました(京都地方裁判所令和3年(ヨ)第133号株主提案権侵害排除請求仮処分命令申立事件、以下、「本事件」といいます。)

もっとも、保全の必要性の観点から本事件においては却下決定がなされ、貴社は、本株主提案を本株主総会の目的事項としないまま当該株主総会を開催しました。

したがって、通知人の本株主提案を貴社の株主総会の目的事項とすることができず、通知人の株主提案権は現在も侵害され続けているため、早急に当該侵害を除去し、本来実現されるべきであった株主総会を迅速に開催し、本株主提案の議題及び議案について審議をする必要性があります。

(2) よって、通知人は貴社に対し、本書面到達の日から遅滞なく招集の手続きを行うか、または、8週間以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知を発するように請求します。

## 記

### 提案議案その1

#### 1. 株主総会の目的事項

子会社である日本コロムビア株式会社の普通株式の現物配当(株式分配型スピノフ)の実施の件

#### 2. 子会社である日本コロムビア株式会社の普通株式の現物配当(株式分配型スピノフ)の実施の件

##### (1) 議案の要領

当事業及び日本コロムビア事業の更なる企業価値の向上を目的として、当社が保有する日本コロムビア株式会社(以下、「日本コロムビア」という。)株式の全株式を、以下の通り、現物配当(金銭以外の財産による配当)により当社株主に分配する(以下、「本スピノフ」という。)ものであります。

本スピノフについては、税法上の適格要件を満たすために、株主に対して金銭分配請求権は与えないものであるため、株主総会の特別決議による承認が必要となることが原則ですが、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を経済産業大臣より受けることを条件として、同法に基づく特例として普通決議による承認となります。

基準日時点の当社の株主の皆様は、本スピノフの結果、当社株式と日本コロムビア株式という2銘柄の上場株式を保有することになります。また、本スピノフの結果、日本コロムビアは当社の連結子会社ではなくなり、当社とは資本関係のない独立した上場会社となります。

(2) 現物配当(金銭以外の財産による配当)に関する事項

ア. 配当財産の種類

日本コロムビア普通株式

イ. 配当財産の帳簿価額の総額

4,447,707千円(※フェイス有価証券報告書より)

ウ. 配当財産の割当てに関する事項

基準日を令和3年12月20日とし、当社普通株式(当社保有自己株式を除く。)100株につき、日本コロムビア普通株式97.5株の割合で配当を行う。端数が生じた場合は、株主に対して金銭により分配をすることとする(日本コロムビア13,485,527株/13,831,091株=0.975)

エ. 配当がその効力を生ずる日

令和4年2月20日

オ. 配当の条件

(ア)産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を経済産業大臣より受けること、  
(イ)日本コロムビアの普通株式につき株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)の上場承認を得られること、  
を配当の効力発生条件とする。

3. 本スピンオフの目的及び理由

日本コロムビアの属する音楽レーベル・エンターテインメント業界は、デジタル音楽配信サービスの拡大によりさらなる市場拡大が期待されます。同社が刻一刻と変化する事業環境に迅速に対応し事業成長を加速していくためには、独立した経営体制を確立することが必要です。

また、本スピンオフを実行し単独での株式上場を行うことによって、同社経営者や従業員のモチベーションを向上させることが期待できます。さらに、確固たるコーポレート・ガバナンス体制を構築することによって適切に経営資源を活用することが期待できます。単独での株式上場を実現することで、今後必要とされる事業成長のための資金調達を柔軟に行うことが可能になります。

フェイス・グループの非上場子会社ではなく、単独の独立した会社として上場することで、コングロマリット・ディスカウントを解消し、今後成長が期待できる音楽レーベル事業に関心のある投資家・株主を幅広くひきつけることが可能になります。

4. その他の事項

日本コロムビアの上場について

現物配当される日本コロムビア株式に関して、株主の皆様の売買機会を確保する観点から、日本コロムビアは本スピンオフ実施前に東証に新規上場申請を行い、東証の上場承認を得られること等を条件とします。日本コロムビアの上場及びその時期については、今後の日本取引所自主規制法人による上場審査の結果、東証より上場承認を得られることが前提となるため、現時点で確約されたものではありません。

5. 現物配当する株式の発行会社(スピンオフされる会社)である日本コロムビアの概要

日本コロムビアは、明治43年10月1日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LPレコード発売、CDを世界に先駆けて販売、業界初の着信うたフルサイトを携帯3キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有する楽曲数16万曲以上に及び、そのブランドは広く日本に知れわたっています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及ぶ楽曲と日本コロムビア保有のカタログ原盤からの許諾料収入は、グループの大きな収益基盤となっています。さらに、ゲーム開発分野においても事業を展開しているほか、既存コンテンツを二次利用し通販業者等にカスタ

マイズした商品を提供する特販/通販事業部門を有し、既存アーティストと新人アーティストのヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、自社アーティストの発掘・育成・マネジメントを行っており、また、グッズ、ライブおよびコンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

当社は、2017年、株式交換の方法により日本コロムビアを完全子会社化しました。

6. 日本コロムビアの主要な損益情報等(令和2年3月31日現在)

(1)売上高	11,915,179 千円
(2)経常利益	773,542 千円
(3)当期純利益	807,593 千円
(4)純資産	4,447,707 千円
(5)総資産	9,466,813 千円

以 上